

第11回西日本ジュニア・ユース交流セーリング選手権大会

山口県スポーツ交流村

2022年4月29日～5月1日

帆走指示書(Aクラス)

[NP]の表記は、艇は他艇の規則違反に対し抗議できないことを意味する。これは規則60.1(a)を変更している。

1 適用規則

- 1.1 本大会には『セーリング競技規則』に定義された「規則」が適用される。
- 1.2 規則 61.1(a)の最初の3文は以下のように読み替える『抗議する艇は、その意思を最初の適切な機会に相手艇に伝えなければならない。その抗議がレース・エリアにおけるインシデントに関わる場合、艇は「プロテスト」と声をかけなければならない。艇は、フィニッシュ後直ちにフィニッシュ・ラインに位置するレース委員会艇に被抗議艇がフィニッシュした後、可能な限り速やかに伝えなければならない。』
- 1.3 規則 40 及び第4章の前文を次のとおり変更する。
 - 1.3.1 規則 40 の最初の文章を削除し、「衣服を一時的に追加したり脱いだりする場合を除き、各競技者は、クラス規則 4.2(a)に従って、個人用浮揚用具を水上にいる間は常に適切に着用しなければならない。」と置き換える。
 - 1.3.2 第4章の前文の「第4章の規則は、」の後に「指示 1.3.1 によって修正された規則 40 を除き、」を追加する。
- 1.4 規則の変更箇所はすべて帆走指示書に明記する。また帆走指示書は他の競技規則を変更することがある。

2 選手への通告

選手への通告は、スポーツ交流村クラブハウス南側に設置された公式掲示板に掲示される。

3 帆走指示書への変更

帆走指示書の変更は、その日最初のレースのスタート60分前までに掲示する。ただし、レース日程の変更については、発効する前日の18:30までに掲示される。

4 陸上で発せられる信号

- 4.1 陸上で発する信号は、スポーツ交流村クラブハウス南側に設置された信号柱に掲揚する。
- 4.2 [DP] 音響1声と共に掲揚されるD旗は、「予告信号は、D旗の掲揚後30分以降に発する。艇はこの信号が発せられるまで、ハーバーを離れてはならない。」ことを意味する。
- 4.3 B旗が掲揚された場合、指示17.3の適用を意味する。

5 日程

- | | |
|-------------------------|----------------------------------|
| 5.1 4月29日(金) 08:00～9:30 | 大会受付 |
| 10:00 | 開会式・艇長会議・指導者会議 |
| 10:00～12:30 | Aクラスチームレース講習会 |
| <u>アトランタオリンピック記念レース</u> | |
| 13:55 | Aクラス最初のチームレースの予告信号
引き続きレースを行う |

西日本ジュニア・ユース交流記念レース

4月30日(土)	08:00	指導者ミーティング
	08:30	スキッパーズミーティング
	09:55	第1レースの予告信号、引き続きレースを行う
5月1日(日)	08:00	指導者ミーティング
	08:30	スキッパーズミーティング
	09:55	最初のレースの予告信号、引き続きレースを行う
	16:00	閉会式(予定)

- 5.2 最大7レースを行う、1日に行われるレースは、5レースまでとする。
- 5.3 引き続きレースが行われる場合には、次のスタートが間もなく始まることを艇に注意を喚起するために、レース委員会の信号艇は予告信号の5分前までに音響1声と共にオレンジ色旗を掲揚する。
- 5.4 最終日には、13:00より後に予告信号を発しない。
- 5.5 各日とも海上で昼食をとることがあるので、各自で用意すること。

6 クラス旗

クラス旗は、黒字の「OP」旗とする。

7 レース・エリア

添付1にレース・エリアの位置を示す。

8 コース

- 8.1 添付2のコース図は、レグ間の概ねの角度、通過するマークの順序、それぞれのマークをどちら側に見て通過するかを含むコースを示す。
- 8.2 予告信号以前に、レース委員会の信号艇に最初のレグのおおよそのコンパス方位に掲示する。

9 マーク

- 9.1 マーク1、2は、緑色円錐台形ブイ、マーク3(P/S)はオレンジ色円筒形ブイとする。
- 9.2 スタート・マークは、スターボードの端にあるレース委員会の信号艇とポートの端にあるレース委員会艇とする。
- 9.3 フィニッシュ・マークは、スターボードの端にあるレース委員会艇とポートの端にあるピンク色円錐形ブイとする。
- 9.4 コースのレグの変更の信号を発するレース委員会艇は、指示11.2で規定するマークである。

10 スタート

- 10.1 スタート・ラインは、スタート・マーク上でオレンジ色旗を掲揚しているポールの間とする。
- 10.2 スタート信号後4分より後にスタートする艇は、審問なしに「スタートしなかった(DNS)」と記録される。これは規則A5.1とA5.2を変更している。

11 コースの次のレグの変更

コースの次のレグを変更するために、レース委員会は元のマーク(またはフィニッシュ・ライン)を新しい位置に移動する。

12 フィニッシュ

フィニッシュ・ラインは、スターボードの端にあるフィニッシュ・マーク上に青色旗を掲揚しているポールとポートの端のフィニッシュ・マークの間とする。

13 ペナルティー方式

13.1 [DP] 規則44.1に基づきペナルティーを履行またはリタイアした艇は、抗議締切時間までに出艇帰着申告書にある確認書に記入しなければならない。

13.2 付則Pを適用する。

14 タイム・リミットと目標時間

14.1 タイム・リミットと目標時間は次の通りとする。

タイム・リミット	マーク1のタイム・リミット	目標時間
90分	30分	50分

14.2 マーク1のタイム・リミット内に1艇もマーク1を通過しなかった場合には、レースを中止することが出来る。目標時間通りとならなくても、救済要求の根拠とはならない。これは規則62.1(a)を変更している。

14.3 先頭艇がコースを帆走してフィニッシュ後15分以内にフィニッシュしない艇は、審問なしに「フィニッシュしなかった(DNF)」と記録される。これは規則35およびA5.1、A5.2を変更している。

15 審問要求

15.1 抗議しようとする艇は、レース委員会に通知するため、フィニッシュ・ラインのスターボードの端に位置するレース委員会艇のスターボード側に近づき、被抗議艇のセール番号を口頭で伝えなければならない。

15.2 審問要求の様式は、レース・オフィスで入手できる。抗議、救済要求または審問の再開の要求は、適切な時間内に提出されなければならない。

15.3 抗議締切時間は、その日の最終レースで最終艇がフィニッシュした時刻、またはレース委員会が「本日はこれ以上レースを行わない」と信号を発した時刻のいずれか遅い方の60分後とし、その時刻を掲示する。

15.4 当事者であるか、または証人として名前があげられている審問に関わっている選手に通告するために、抗議締切時刻から30分以内に通告を掲示する。

15.5 レース委員会またはプロテスト委員会による抗議の通告を規則61.1(b)に基づき伝えるため掲示する。

15.6 指示13.2に基づき、規則42の違反に対するペナルティーを課せられた艇のリストは、掲示される。これは規則66を変更している。

16 得点

16.1 シリーズが成立するためには、1レースを完了することを必要とする。

16.2 (a) 5レース未満しか完了しなかった場合、艇のシリーズの得点は、レース得点の合計とする。

(b) 5レース以上完了した場合、艇のシリーズの得点は、最も悪い得点を除外したレース得点の合計とする。

16.3 掲示されたレースまたはシリーズの結果について誤りがあると思われる場合、艇はレース委員会に得点の照会を書面で求めることができる。

17 安全規定 [DP]

- 17.1 選手は、出艇前および帰着後すみやかに申告用紙に出艇または帰着のサインをしなければならない。
- 17.2 レースからリタイアする艇は、コースを離れる前にレース委員会またはレスキュー艇に伝えなければならない。また、レース・オフィスにある申告用紙にリタイアした旨を記入しなければならない。
- 17.3 選手の帰着を早急に確認するため、陸上でB旗が掲揚された場合、選手あるいはそのコーチ、監督または代理人が、B旗掲揚後45分以内に帰着のサインをしなければならない。B旗は帰着前のレースが、終了、中止または延期された時刻に掲揚される。
- 17.4 救助を必要とする選手は、笛を吹き、パドルまたは片腕を振って、知らせなければならない。レース委員会は、救助を要すると判断した場合には、救助を必要とする選手の意向にかかわらず、救助することができる。これは救済要求の根拠にはならない。これは規則62.1(a)を変更している。

18 装備の交換 [DP]

損傷または紛失した装備の交換は、レース委員会の書面による承認なしでは認めない。
交換の要請は、最初の適当な機会にレース委員会に行わなければならない。

19 装備と計測のチェック [DP]

艇または装備は、クラス規則、レース公示または帆走指示書に従っていることを確認するため、いつでも検査されることがある。

20 オフィシャル・ボート

オフィシャル・ボートの標識は、次のとおりとする。

レース委員会艇	「RC」旗
プロテスト委員会艇	「JURY」旗

21 支援艇 [DP]

- 21.1 支援艇の乗員は、準備信号からレースが終了するまで、またはレース委員会がレースの延期あるいはレースの中止の信号を発するまで、支援艇の制限区域に入ってはならない。ただし、スタート後4分以降は、支援艇のスタート待機エリアからマーク2の風下左側の支援艇航行区域までセンターチャンネルを通過して移動できる。支援艇は最終艇が2マークを通過後2マークの風上側からフィニッシュ待機エリアに移動できる。レース委員会またはプロテスト委員会が、コース・エリアからさらに離れるよう指示した場合は、直ちにそうしなければならない。
- 21.2 全ての支援艇に対する救助活動の要請は、レース委員会艇に数字旗「8」を掲揚して通告する。この要請があった場合、支援艇はコース・エリアに入ることができる。ただし、支援艇は救助活動を除き、レース艇に援助を与えてはならない。援助は規則41と同義とする。

22 ごみ処理

ごみは、支援艇、レース委員会艇またはプロテスト委員会艇に渡してもよい。

23 艇の保管場所 [DP]

艇は、指示された所定のバースに保管されなければならない。

24 責任の否認

選手は自分自身の責任でレガッタに参加する。規則4「レースをすることの決定」参照。主催団体は、レガッタの前後、期間中に生じた物理的損害または身体障害もしくは死亡によるいかなる責任も負わない。

25 保険

レース公示のとおり

添付1 「レース・エリア」

添付2 「コース」

添付1「レース・エリア」



添付 2 「コース」

コース: スタート-1-2-3-フィニッシュ

角度はおおよそ

WIND



支援艇航行制限範囲(コース・エリア): 各コースから 100m 以上離れる。

